

(2) 国（文部科学省）の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

図書館の設置及び運営上の望ましい基準
(平成24年文部科学省告示第172号) について

平成24年12月

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年文部科学省告示第132号)の改正について

平成24年12月
生涯学習政策局
社会教育課

○図書館法(昭和25年法律第118号)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

経緯・背景

平成13年7月 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を告示



○図書館法の改正(平成20年)

○社会の変化や新たな課題への対応の必要性

- ・図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化
 - ・指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化
- 等を受けて改正

平成24年8月～9月にパブリックコメントを実施。12月19日に告示・施行。

主な改正内容

1. 図書館法の改正を踏まえた規定の整備

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」として、基準の対象に私立図書館を追加
- ・運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供
- ・学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場の提供

2. 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定の整備

- ・知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点等として重要な役割を担うことを明記
- ・図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等との連携・協力
- ・レファレンスサービス等の情報サービス、地域の課題に対応したサービスの充実
- ・児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者、外国人等の利用者に対応したサービスの充実、施設・設備の整備

3. 図書館の運営環境の変化に対応するための規定の整備

- ・図書館の設置者は、設置目的を適切に達成するために必要な管理運営体制を構築すべきことを規定
- ・管理を他者に行わせる場合、緊密な連携により事業の継続的・安定的な実施等を確保
- ・基本的運営方針、指標・目標、事業計画の策定・公表等
- ・館長には図書館の運営及び行政に必要な知識・経験と司書資格を有する者を置く
- ・司書等の確保、関係機関との人事交流、各種研修機会の拡充等

4. その他

- ・著作権等の権利の保護に関する規定を追加
- ・危機管理に関する規定を追加
- ・図書館資料に電磁的記録を含むこと、郷土資料等の電子化等に関する規定を追加

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

- 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
 - 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化

- 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進

- 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

- 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
- 二 図書館資料
- 三 図書館サービス
- 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）

は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスそ

の他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

【参考資料】 目標基準例

目標基準例

この表は「日本の図書館協会編」をもとに同協会が作成したものであり、数値は、全国の市町村のうち各人口段階で貸出密度(住民一人当たりの貸出資料数)上位10%の市町村の平均数値を算出したものである。ここで示した数値を参考にしながら、各図書館において各々が選定した「指標」に係る数値目標を定め、数系列比較や同規模自治体などとの比較検討によって自己評価に活用し、図書館運営の一層の発展に資することが望まれる。
なお、ここで示した数値を上回るサービスを展開している図書館にあたっては、さらに高い水準を目指して図書館サービスの充実を図ることが期待される。

「貸出密度上位の公立図書館整備状況2011」について (日本図書館協会事務局)

人口段階	～0.8万人	～1.0万人	～1.5万人	～2万人	～3万人	～4万人	～5万人	～6万人	～8万人	～10万人	～15万人	～20万人	～30万人	30万人～	特別区	政令指定都市
1 図書館設置市町村数	113	46	96	106	136	145	97	87	107	77	108	49	38	53	23	19
2 対象市町村数	12	5	10	11	14	15	10	9	11	8	11	5	4	6	3	2
3 人口	5,145.3	8,749.2	13,141.6	17,363.3	25,998.1	33,982.5	45,669.0	54,689.4	64,346.6	85,089.0	124,208.9	175,034.6	242,405.3	397,203.8	163,666.3	963,406.0
4 図書館数	1.0	1.0	1.3	1.2	1.4	1.6	1.7	2.3	3.1	3.0	4.6	6.2	8.8	5.5	7.7	17.5
5 図書館専有延床面積 (㎡)	904.8	684.2	1,349.2	1,395.2	1,850.1	2,433.5	3,373.8	3,371.4	4,389.5	4,188.4	7,397.8	6,357.0	10,370.9	11,971.4	8,498.2	29,790.7
6 自動車図書館数(台)	1.0	1.0	1.0	0.0	0.3	0.6	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	1.8	-	1.0
7 専任職員数	0.9	3	1.6	1.5	2.6	4.7	4.5	7.6	10.1	10.5	20.2	33.2	33.3	44.3	30.7	126.0
8 うち司書	0.5	1.2	1.0	1.1	1.6	2.7	3.2	5.3	8.0	6.9	13.2	21.8	18.25	29.0	14.0	68.5
9 司書率	56.3	52.5	70.6	63.9	67.5	56.6	69.6	66.6	80.2	90.1	64.8	64.4	46.2	59.8	33.4	49.2
10 非常勤・臨時職員数	3.1	3.0	4.4	5.8	7.4	8.5	13.8	13.6	19.5	18.4	32.0	39.6	82.9	79.9	10.6	103.1
11 うち司書	0.9	2.0	2.1	3.1	5.2	5.7	11.5	8.0	11.6	10.1	18.2	12.3	44.6	51.0	3.7	64.0
12 委託・派遣職員数	1.5	0.0	1.9	1.5	1.6	2.7	1.5	1.4	2.7	8.5	3.9	4.9	15.8	8.3	120.9	82.5
13 うち司書	0.8	0.0	0.9	1.0	1.4	1.4	1.4	1.4	2.7	7.8	2.4	2.8	8.8	2.8	55.1	33.3
14 蔵書冊数	74,541.2	74,980.2	110,928.0	123,661.7	159,589.5	220,523.4	240,459.6	293,787.2	415,759.4	408,536.1	631,263.8	748,846.6	1,155,326.8	1,257,204.5	826,420.3	2,789,127.0
15 うち開架冊数	56,563.6	50,172.7	76,503.1	90,406.6	99,644.1	139,660.2	161,385.8	185,795.9	237,480.1	235,164.7	352,018.3	385,493.3	528,493.3	629,793.0	584,934.7	1,936,282.0
16 図書館年間購入冊数	3,161.5	3,063.8	4,840.8	5,678.8	6,848.5	8,752.7	10,202.3	11,962.7	13,216.5	16,393.6	23,926.9	40,780.8	47,236.0	47,965.7	39,315.3	97,599.0
17 雑誌年間購入冊数	70.6	53.8	92.4	143.8	131.2	176.2	201.2	232.7	261.8	319.0	381.4	608.4	878.5	930.0	851.7	2,201.5
18 新聞年間購入冊数	7.4	6.8	9.3	10.4	10.5	14.1	17.1	19.1	24.5	33.8	36.5	57.0	79.0	67.8	85.7	233.0
19 登録者数	9,285.1	5,602.8	10,513.2	18,678.5	20,711.0	36,010.5	32,478.2	29,090.5	53,266.8	50,544.0	69,934.6	83,892.0	111,956.3	226,169.0	152,713.7	374,638.0
20 貸出点数	83,021.6	107,871.0	157,137.1	206,723.0	338,596.1	483,625.9	514,058.6	620,079.8	736,392.9	1,033,889.0	1,379,448.5	2,066,063.8	2,964,694.3	3,910,174.0	3,035,702.7	8,026,072.0
21 人口当貸出点数	16.8	12.5	12.0	12.0	13.0	14.2	11.2	11.4	11.5	12.2	11.0	11.8	12.1	9.8	18.2	8.0
22 予約件数	2,856.8	1,736.8	4,449.8	5,559.1	11,215.8	20,443.9	20,487.5	28,623.3	64,107.3	74,554.4	166,836.9	434,503.8	379,045.8	676,791.0	1,127,678.3	1,575,267.5
23 図書館費(経常費・千円)	19,647.4	15,588.6	29,347.5	25,829.1	45,910.6	58,269.1	60,689.6	62,764.1	99,155.1	130,387.3	173,939.5	305,272.2	452,488.8	438,354.3	556,751.7	890,275.0
24 資料費(臨時含む)(千円)	5,992.8	4,202.6	8,276.8	11,158.7	12,283.9	17,662.9	18,446.4	17,664.9	27,656.0	31,235.0	47,752.9	78,213.6	85,428.8	89,232.2	78,835.0	262,167.0
25 うち図書費	4,202.8	2,450.6	6,488.4	8,652.2	8,555.0	12,974.6	11,414.4	12,546.6	18,096.8	20,209.8	35,923.7	61,869.2	57,329.3	64,667.5	55,012.0	155,048.0
26 うち雑誌新聞費	986.4	834.2	1,237.1	1,812.0	1,445.4	2,426.5	2,449.1	3,016.0	3,592.5	4,537.9	8,224.8	11,379.6	12,740.7	11,348.3	14,285.3	46,618.0
27 うち視聴覚費	409.7	159.8	379.6	840.4	701.6	960.5	892.2	1,255.0	1,131.3	3,474.8	992.1	3,225.8	2,565.7	3671.6	8,715.5	5,851.0
28 人口当資料費(円)	1,409.6	490.0	639.1	629.5	457.7	514.6	405.4	326.3	431.7	371.3	380.1	454.3	354.5	225.6	636.0	268.6

《注記》
* 各人口段階の貸出密度(住民一人当たりの貸出資料数)上位10%の市町村の平均数値。
* 数値は、『日本の図書館-統計と名簿-2011』による。

- 1 図書館設置市町村数 2011年4月現在の図書館設置市町村数。
- 2 対象市町村数 2010年度実績の貸出密度上位10%の市町村数。
- 3 人口 対象市町村の平均人口。2010年3月31日現在の住民基本台帳登録人口。
- 4 図書館数 対象市町村における平均図書館数。
- 5 延床面積 対象市町村の図書館延床面積合計の平均。
- 6 自動車図書館数 所有市町村の平均台数。
- 7 職員数 対象市町村図書館の正職員数の平均。
- 8 うち司書 正職員のうち司書有資格者数の平均。
- 10 非常勤・臨時職員数 対象市町村図書館の非常勤・臨時職員数の平均。
- 15 うち開架冊数 対象市町村図書館の開架図書冊数の平均。
- 16 図書館年間購入冊数 対象市町村図書館が2010年度購入した図書冊数の平均。
- 17 雑誌年間購入冊数 対象市町村図書館が2010年度に購入した雑誌冊数の平均。
- 18 新聞年間購入冊数 対象市町村図書館が2010年度に購入した新聞冊数の平均。
- 19 登録者数 対象市町村図書館の2010年3月末現在の貸出登録者数の平均。
- 20 貸出点数 対象市町村図書館の2010年度の実績の平均。
- 21 人口当貸出点数 対象市町村図書館の人口一人当たりの貸出点数(貸出密度)。
- 22 予約件数 対象市町村図書館の2010年度の予約件数の平均。
- 23 図書館費 対象市町村図書館の2011年度資料費予算額(経常費)の平均。
- 24 資料費(臨時含む) 対象市町村図書館の2011年度資料費予算額(臨時含む)の平均。
- 28 人口当資料費 対象市町村図書館の人口一人当たりの資料費。

(3) 図書館法

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 平成二十四年四月一日